

## 児童福祉施設条例等の一部を改正する条例案について

こども・家庭課児童相談・養育支援室  
障がい者支援課

## 1 改正の理由及び内容

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法等の一部が改正されることに伴い、規定を引用している次に掲げる条例について所要の改正を行う。

- (1) 児童福祉施設条例
- (2) 長野県西駒郷条例
- (3) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

## 【主な改正の内容】

児童福祉施設条例

(利用料金)

第14条 略

2 略

- 3 利用料金の額は、法第24条の2第2項の規定による内閣総理大臣が定める基準又は（改正前：又は）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号若しくは第30条第3項第1号の規定による主務大臣（改正前：厚生労働大臣）が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

(基本方針)

- 第118条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として法第5条第15項に規定する主務省令（改正前：厚生労働省令）で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、同項に規定する主務省令（改正前：厚生労働省令）で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービスの事業を行う者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 2 施行期日

令和5年4月1日